

令和6年 No.1

○国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

長期履修学生の授業料の収納方法及び収納時期に関する規定を追加すること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年1月31日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規則第8号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：長期履修学生の授業料の収納方法及び収納時期に関する規定を追加すること並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）</p> <p>(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）</p> <p>(3) 検定料</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>3 本学に在学する者のうち、本学の定めるところにより、本学の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者が納付する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の額に本学の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。</p> <p>4・5 〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法及び収納時期)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 前条第3項の規定により授業料の年額が定められた者のうち、当該者が課程を修了する月が春学期であるときは、同項により定められた授業料の年額を、春学期の収納時期に収納するものとする。</p> <p>5 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(学生納付金)</p> <p>第2条 本学において、収納する学生納付金は、以下の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 授業料（附属幼稚園（附属特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）</p> <p>(2) 入学料（附属幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）</p> <p>(3) 検定料</p> <p>(4) 寄宿料</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる学生納付金の額は、別表1のとおりとする。</p> <p>3 本学に在学する者のうち、本学の定めるところにより、本学の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者が納付する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の額に本学の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。</p> <p>4・5 〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法及び収納時期)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可</p>

するときに収納するものとする。

〔省略〕

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び収納方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者(第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者を除く。)から収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が秋学期の収納の時期後であるときは、秋学期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納するものとする。

〔省略〕

(標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者に係る授業料及び収納方法の特例)

第8条 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間の中で課程を修了する場合に収納する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、課程を修了する月が秋学期の収納の時期後であるときは、秋学期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納することができるものとする。

2 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに収納するものとする。ただし、当該短縮後の期間が標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第2項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を収納するものとする。

〔省略〕

するときに収納するものとする。

〔省略〕

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び収納方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が秋学期の収納の時期後であるときは、秋学期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納するものとする。

〔省略〕

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び収納方法の特例)

第8条 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に収納する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に収納するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が秋学期の収納の時期後であるときは、秋学期の収納の時期後の在学期間に係る授業料は、秋学期の収納の時期に収納することができるものとする。

2 第2条第3項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに収納するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を収納するものとする。

〔省略〕

(検定料の返付)

第11条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第44条第2項第5号に規定するその後の選抜に係る検定料相当額は、別表2に定める第2段階選抜に係る額とする。

〔省略〕

附 則

この規則は、令和6年1月31日から施行する。

(検定料の返付)

第11条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第44条第2項第3号に規定するその後の選抜に係る検定料相当額は、別表2に定める第2段階選抜に係る額とする。

〔省略〕